連

別表一の二(二) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書―協同組合等の分……平十六・四・一以後終了連結事業年度分

税務署受付印	平成　年　月　日 税務署長殿	所管	業種目 / 概況書 / 要否 / 別表等
納税地	電話(　　)　－	連結親法人整理番号	
(フリガナ) 連結親法人名		期末現在の出資金額	円
(フリガナ) 代表者自署押印	㊞	経理責任者自署押印	㊞
代表者住所		旧納税地及び旧法人名等	
		添付書類	貸借対照表、損益計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、個別帰属額に関する書類、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書

※税務署処理欄

連結申告	一連番号			
連結グループ整理番号				
連結事業年度(至)	年　月　日			
売上金額	兆　十億　百万			
申告年月日	年　月　日			
申告区分	庁指定	局指定	指導等	区分
通信日付印	確認印	省略	年　月　日	
年　月　日		直前事業年度処理	年　月　日	

平成　年　月　日

別表等送付要否　要　否

連結事業年度分の　　申告書

平成　年　月　日

税理士法第30条の書面提出有　税理士法第33条の2の書面提出有

連結所得	連結所得金額又は連結欠損金額(別表四の二「46の①」)	1	十億　百万　千　円
	特例税率適用外連結所得金額	2	000
	特例税率適用連結所得金額	3	000
	連結所得金額(1)	4	000
法人税額	(2)又は(4)の25%又は23%相当額	5	
	(3)の28%又は26%相当額	6	
	法人税額(5)+(6)	7	
法人税額の特別控除額(別表六の二(三)「12」+別表六の二(四)「19」+別表六の二(五)「9」+別表六の二(六)「25」+別表六の二(七)「30」+別表六の二(八)「30」+別表六の二(九)「20」+別表六の二(十)「37」+別表六の二(十一)「40」)		8	
差引法人税額(7)−(8)		9	
リース特別控除取戻税額(別表六(十一)「30」+別表六(十四)「30」+別表六(十八)「30」+別表六(二十一)「31」)		10	
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額(別表三(二)「24」+別表三(二の二)「25」+別表三(三)「20」)	11	000
	同上に対する税額(29)+(30)+(31)	12	
法人税額計(9)+(10)+(12)		13	00
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		14	
控除税額(((13)−(14))と(34)のうち少ない金額)		15	
差引この申告により納付すべき法人税額(13)−(14)−(15)		16	00
土地譲渡税額の内訳	土地譲渡税額(別表三(二)「27」)	29	0
	同上(別表三(二の二)「28」)	30	0
控除税額の計算	所得税の額(別表六の二(一)「6の③」)	32	
	外国税額(別表六の二(二)「15」)	33	
	計(32)+(33)	34	
	控除した金額(15)	35	
	控除しきれなかった金額(34)−(35)	36	

この申告による還付金額	所得税額等の還付金額(36)	17	十億　百万　千　円
	連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額	18	外
	計(17)+(18)	19	外
この申告が修正申告である場合	この申告前の連結所得金額又は連結欠損金額	20	
	この申告前の課税土地譲渡利益金額	21	
	この申告前の法人税額	22	
	この申告前の還付金額	23	外
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(((16)−(22))若しくは((16)+(23))又は((23)−(19)))	24	外　00
連結欠損金の当期控除額(別表七の二「2の計」及び「18」)		25	
翌期へ繰り越す連結欠損金(別表七の二「3の合計」)		26	
この申告前の申告である場合の連結欠損金の当期控除額		27	
この申告前の申告である場合の翌期へ繰り越す連結欠損金		28	
土地譲渡税額の内訳	土地譲渡税額(別表三(三)「23」)	31	00

還付を受けようとする金融機関等	銀行　支店　預金		郵便局
	口座番号	貯金記号番号(郵便貯金振込みの場合)	－
	※税務署処理欄		

法 0301−0102−02

税理士署名押印　㊞